

議案第20号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成29年3月3日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

東京都人事委員会勧告等を踏まえ、給料表及び扶養手当の支給額の見直し等を行うため、本案を提出するものであります。

## 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第9項中「別表第1の給料表の適用を受ける者でその属する職務の級が5級であるもの」を「別表第1に定める行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が5級であるもの（以下「行(1)5級職員」という。）」に改める。

第6条の2中「別表第1の給料表の適用を受ける者のうち4級以上の職務の級にあるもの」を「別表第1に定める行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が4級であるもの（以下「行(1)4級職員」という。）及び行(1)5級職員」に改める。

第7条第1項中「すべての職員（別表第1の給料表の適用を受ける者で5級の職務の級にあるもの）を「職員（行(1)5級職員）」に改め、同条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第7条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき6,000円（行(1)4級職員にあつては、3,000円）とし、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき9,000円とする。

第7条第4項中「（前項ただし書の規定の適用を受ける子を除く。）」を削る。

第8条の3第1項中「別表第1の給料表の適用を受ける者で4級以上の職務の級にあるもの」を「行(1)4級職員、行(1)5級職員」に改める。

第17条第2項の表中「行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が4級である職員（以下「行(1)4級職員」という。）」を「行(1)4級職員」に、「行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が5級である職員（以下「行(1)5級職員」という。）」を「行(1)5級職員」に改め、同条第5項中「給料表でその職務の級が2級以上である職員並びに」を「別表第1に定める行政職給料表(1)又は別表第1の2に定める行政職給料表(2)の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が2級以上であるもの及び」に改め、同条第8項に次の1号を加える。

(4) 第11条の規定により給与を減額された期間については、その全期間

別表第1再任用職員以外の職員の部150の項から153の項までを削り、同表備考第2項中「181, 200円」を「182, 700円」に改める。

別表第1の2再任用職員以外の職員の部262の項から273の項までを削る。

別表第3中「30キロメートル」を「35キロメートル」に改める。

## 付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第17条第8項に1号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(扶養手当に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第7条第3項の規定の適用については、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、同項中「前項第1号及び第3号から第6号まで」とあるのは「前項第1号」と、「1人につき6,000円」とあるのは「10,000円」と、「3,000円」とあるのは「8,000円」と、「9,000円」とあるのは「7,500円（職員に配偶者がいない場合にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のうち1人については10,000円）」とし、同項第3号から第6号までに掲げる扶養親族1人につき6,000円」とする。

(号給の切替え)

- 3 平成29年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例別表第1に定める行政職給料表(1)及び別表第1の2に定める行政職給料表(2)の適用を受けていた職員で、職務の級が1級である者の切替日における新条例別表第1に定める行政職給料表(1)及び別表第1の2に定める行政職給料表(2)における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて次の表に定める号給とする。

旧号給	新号給
行政職給料表(1)の適用を受ける職員で、職務の級が1級である者の号給が150から153まで	149
行政職給料表(2)の適用を受ける職員で、職務の級が1級である者の号給が262から273まで	261

(旧号給を受けていた期間の通算)

- 4 前項の規定により新号給を定められた職員に対する切替日以後における最初の職員の給与に関する条例第4条第3項の規定の適用については、その者が旧号給を受けていた期間を新号給を受ける期間に通算する。

(給料表の切替えに伴う経過措置)

- 5 付則第3項の規定により新号給を定められた職員のうち、切替日以降にその者の受ける給料月額が切替日の前日においてその者に適用されていた職務の級の号給の給料月額に満たないこととなる者には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(初任給、昇格、昇給の基準) 第4条 省略 2 } く } 省略 8 } 9 第3項、第4項、第6項及び第7項の規定は、別表第1に定める行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が5級であるもの(以下「<u>行(1)5級職員</u>」という。)には適用しない。 (給料の特別調整額) 第6条の2 別表第1に定める行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が4級であるもの(以下「<u>行(1)4級職員</u>」という。)及び行(1)5級職員については、その職務の特殊性に基づき、規則で定めるところにより給料の特別調整額を支給する。 (扶養手当) 第7条 扶養手当は、扶養親族のある職員(行(1)5級職員、再任用職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)に対して給料の支給方法に準じて支給する。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 省略 (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p>	<p>(初任給、昇格、昇給の基準) 第4条 省略 2 } く } 省略 8 } 9 第3項、第4項、第6項及び第7項の規定は、別表第1の給料表の適用を受ける者でその属する職務の級が5級であるものには適用しない。 (給料の特別調整額) 第6条の2 別表第1の給料表の適用を受ける者のうち4級以上の職務の級にあるものについては、その職務の特殊性に基づき、規則で定めるところにより給料の特別調整額を支給する。 (扶養手当) 第7条 扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員(別表第1の給料表の適用を受ける者で5級の職務の級にあるもの、再任用職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)に対して給料の支給方法に準じて支給する。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 省略 (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p>	<p>規定の整備 同上 同上 同上 規定の追加</p>

- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき6,000円(行(1)4級職員にあつては、3,000円)とし、同項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき9,000円とする。

4 扶養親族たる子で満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(以下「特定期間にある子」という。)がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、当該特定期間にある子1人につき、同項の規定による扶養手当の月額に4,000円を加算した額とする。

(住居手当)

第8条の3 住居手当は、世帯主(これに準ずる者を含む。)である職員(行(1)4級職員、行(1)5級職員、再任用職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)のうち、満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、自ら居住するための住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額15,000円以上の家賃(使用料を含む。)を支払っているものに支給する。

- 2 省略
- 3 省略
- (期末手当)
- 第17条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に第9項に定める割合(以下「在職期間割合」という。)を乗じて得た額とする。

- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略

3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については、13,500円とし、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族については、1人につき6,000円とする。ただし、職員に配偶者がいない場合にあつては、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のうち1人については、13,500円とする。

4 扶養親族たる子(前項ただし書の規定の適用を受ける子を除く。)で満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(以下「特定期間にある子」という。)がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、当該特定期間にある子1人につき、同項の規定による扶養手当の月額に4,000円を加算した額とする。

(住居手当)

第8条の3 住居手当は、世帯主(これに準ずる者を含む。)である職員(別表第1の給料表の適用を受ける者で4級以上の職務の級にあるもの、再任用職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)のうち、満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、自ら居住するための住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額15,000円以上の家賃(使用料を含む。)を支払っているものに支給する。

- 2 省略
- 3 省略
- (期末手当)
- 第17条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に第9項に定める割合(以下「在職期間割合」という。)を乗じて得た額とする。

号の繰下げ  
同上  
同上  
扶養手当の月額の改定

規定の整備

同上



(4) 第11条の規定により給与を減額された期間については、その

全期間

9 省略

別表第1 (第3条、第4条、第17条関係)

行政職給料表(1)

(単位：円)

職員の区分	級号	1級	2級	3級	4級	5級
再任用職員以外の職員	149	324,300				
	省略					
再任用職員		省略				

備考 1 省略

2 1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員の給料月額は、この表にかかわらず182,700円とする。

3 省略

別表第1の2 (第3条、第4条、第17条関係)

行政職給料表(2)

(単位：円)

職員の区分	級号	1級	2級	3級	4級
再任用職員以外の職員	261	323,200			
	省略				
再任用職員		省略			

在職期間の除算規定の追加

9 省略

別表第1 (第3条、第4条、第17条関係)

行政職給料表(1)

(単位：円)

職員の区分	級号	1級	2級	3級	4級	5級
再任用職員以外の職員	149	324,300				
	150	324,600				
	151	324,900				
	152	325,200				
	153	325,500				
再任用職員		省略				

備考 1 省略

2 1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員の給料月額は、この表にかかわらず181,200円とする。

3 省略

別表第1の2 (第3条、第4条、第17条関係)

行政職給料表(2)

(単位：円)

職員の区分	級号	1級	2級	3級	4級
再任用職員以外の職員	261	323,200			
	262	323,500			
	263	323,800			
	264	324,100			
	265	324,400			
再任用職員		省略			

項の削除

給料月額の改定



備考 省略

別表第3 (第8条の2関係)

自転車等の片道の使用距離の 区分	手当の額 (円)
省略	
25キロメートル以上	省略
35キロメートル未満	
35キロメートル以上	

付 則

(施行期日等)

- この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第17条第8項に1号を加える改正規定は、公布の日から施行する。(扶養手当に関する経過措置)
- この条例による改正後の職員の給与に関する条例 (以下「新条例」という。) 第7条第3項の規定の適用については、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、同項中「前項第1号及び第3号から第6号まで」とあるのは「前項第1号」と、「1人につき6,000円」とあるのは「10,000円」と、「3,000円」とあるのは「8,000円」と、「9,000円」とあるのは「7,500円 (職員に配偶者がいない場合にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のうち1人については10,000円) とし、同項第3号から第6

266	324,700		
267	325,000		
268	325,300		
269	325,600		
270	325,900		
271	326,200		
272	326,500		
273	326,800		
再任用職員			省略

備考 省略

別表第3 (第8条の2関係)

自転車等の片道の使用距離の 区分	手当の額 (円)
省略	
25キロメートル以上	省略
30キロメートル未満	
30キロメートル以上	

規定の整備

号までに掲げる扶養親族1人につき6,000円とする。

(号給の切替え)

- 3 平成29年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例別表第1に定める行政職給料表(1)及び別表第1の2に定める行政職給料表(2)の適用を受けていた職員で、職務の級が1級である者の切替日における新条例別表第1に定める行政職給料表(1)及び別表第1の2に定める行政職給料表(2)における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて次の表に定める号給とする。

旧号給	新号給
行政職給料表(1)の適用を受ける職員で、職務の級が1級である者の号給が150から153まで	149
行政職給料表(2)の適用を受ける職員で、職務の級が1級である者の号給が262から273まで	261

(旧号給を受けていた期間の通算)

- 4 前項の規定により新号給を定められた職員に対する切替日以後における最初の職員の給与に関する条例第4条第3項の規定の適用については、その者が旧号給を受けていた期間を新号給を受ける期間に通算する。

(給料表の切替えに伴う経過措置)

- 5 付則第3項の規定により新号給を定められた職員のうち、切替日以降にその者の受ける給料月額が切替日の前日においてその者に適用されていた職務の級の号給の給料月額に満たないこととなる者には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

議案第20号資料2

職員の給与に関する条例の主な改正概要

平成28年東京都人事委員会勧告を踏まえ、次のとおり改定する。

1 初任給（平成29年度から実施）

人材確保の観点から、大学卒程度の初任給を1,500円引き上げ、国と同額の182,700円に改定する。

2 給料表（平成29年度から実施）

上位級との職責差の適正な反映の観点から、東京都に準拠し、1級の号給を次のとおり改定する。該当号給が適用されている職員については、現給保障を実施する。

行政職給料表(1) 150号給から153号給までの4号給を削除

行政職給料表(2) 262号給から273号給までの12号給を削除

3 扶養手当（平成29年度から実施）

国及び東京都内の民間事業所における配偶者に係る手当をめぐる状況等を総合的に勘案して、次のとおり改定する。

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度
配偶者	係長職以下	13,500円	10,000円	6,000円
	課長職		8,000円	3,000円
子		6,000円	7,500円	9,000円
	特定期間	10,000円	11,500円	13,000円
欠配一子		13,500円	10,000円	9,000円 (子の区分を適用)
	特定期間	13,500円 (特定期間の加算なし)	11,500円 (子の特定期間と同額)	13,000円 (子の区分を適用)
父母等	係長職以下	6,000円	6,000円	6,000円
	課長職			3,000円

※ 欠配一子に係る取扱いは平成30年度に廃止し、以後は子の区分を適用

平成28年 国及び東京都の勧告状況並びに小金井市の給与改定状況

区分	国	東京都	小金井市
改定率(引上げ額)	0.17% (708円)	改定なし	改定なし
初任給 上級職 中級職 初級職	182,700円(1,500円) 178,200円(1,500円) 146,100円(1,500円)	182,700円(1,500円) 156,100円(改定なし) 144,600円(改定なし)	182,700円(1,500円) 156,100円(改定なし) 144,600円(改定なし)
勤勉手当の引上げ支給月数	0.10月 (4.30月)	0.10月 (4.40月)	改定なし (4.30月)
実施時期 例月給 特別給	平成28年4月に遡及して実施 平成28年12月支給の勤勉手当に遡及して実施	改定なし(初任給は平成29年4月から実施) 平成28年12月支給の勤勉手当から実施	改定なし(初任給は平成29年4月から実施) 改定なし

※ 勤勉手当の引上げ支給月数( )は、期末・勤勉手当の年間支給月数

26市給与改定の状況

平成29年2月10日現在

市名	勤勉手当 引上月数	扶養手当		備考
		平成29年度	平成30年度	
小金井市	改定なし	都準拠	都準拠	
八王子市	0.10月	一部独自	都準拠	子:7,700円 欠配一子(特定期間):11,700円
立川市	0.10月	一部独自	一部独自	【平成29年度】 子:9,400円、欠配一子:12,400円、その他:8,000円(課長職3,000円) 【平成30年度】 配偶者:7,000円、子:9,150円、欠配一子:10,700円、その他:7,000円
武蔵野市	0.10月	都準拠	都準拠	
三鷹市	0.10月	都準拠	都準拠	
青梅市	0.10月	未定		
府中市	0.10月	未定		
昭島市	0.10月	未定		
調布市	0.10月	未定		
町田市	0.10月	都準拠	都準拠	
小平市	0.10月	都準拠	都準拠	
日野市	0.10月	未定		
東村山市	0.10月	都準拠	都準拠	
国分寺市	0.10月	都準拠	都準拠	
国立市	0.10月	一部独自	一部独自	【平成29年度】 配偶者:11,000円(課長職10,000円)、欠配一子:12,000円、その他(課長職):5,000円 【平成30年度】 配偶者:8,500円(課長職6,500円)、欠配一子:10,500円
福生市	0.10月	都準拠	都準拠	
狛江市	0.10月	都準拠	都準拠	
東大和市	0.10月	都準拠	都準拠	
清瀬市	0.10月	都準拠	都準拠	
東久留米市	0.10月	都準拠	都準拠	
武蔵村山市	0.10月	都準拠	都準拠	
多摩市	0.10月	一部独自	都準拠	配偶者及び欠配一子:10,550円
稲城市	0.10月	都準拠	都準拠	
羽村市	0.10月	一部独自	都準拠	子:9,000円
あきる野市	0.10月	都準拠	都準拠	
西東京市	0.10月	都準拠	都準拠	

職員の給与に関する条例の改正に係る影響額

(単位：千円)

年 度	扶養手当	その他の手当	年度計
平成28年度	0	0	0
平成29年度	60	33	93
平成30年度	△ 144	△ 81	△ 225
合 計	△ 84	△ 48	△ 132

※ 影響額は、各年度ともに平成28年4月1日現在との比較

現在実施している給与減額措置の概要及び影響額

1 特別職の給与について

(1) 概要

特別職の給料の減額措置を次のとおり実施

市長 平成28年4月1日から平成31年12月17日まで10%減

副市長及び教育長 平成29年1月1日から平成31年12月17日まで5%減

(2) 影響額

(単位：千円)

年 度	市長	副市長	教育長	年度計
平成28年度	△ 1,615	△ 134	△ 124	△ 1,873
平成29年度	△ 1,615	△ 691	△ 640	△ 2,946
平成30年度	△ 1,615	△ 691	△ 640	△ 2,946
平成31年度	△ 1,259	△ 538	△ 499	△ 2,296
合 計	△ 6,104	△ 2,054	△ 1,903	△ 10,061

2 特別調整額について

(1) 概要

部長職及び課長職に支給している特別調整額の減額措置の期間を平成29年12月31日まで1年間延長

(2) 影響額

(単位：千円)

年 度	特別調整額	その他の手当	年度計
平成28年度	△ 2,221	△ 311	△ 2,532
平成29年度	△ 6,664	△ 1,000	△ 7,664
合 計	△ 8,885	△ 1,311	△ 10,196

議案第21号

小金井市福祉会館解体工事請負契約について

小金井市福祉会館解体工事施工のため、次のとおり請負契約を締結する。

平成29年3月3日提出

小金井市長 西岡 真一郎

- 1 契約の目的 小金井市福祉会館解体工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 137,160,000円  
(うち取引に係る消費税・地方消費税額10,160,000円)
- 4 契約の相手方 株式会社丸利根アペックス  
東京都三鷹市深大寺二丁目40番3号  
代表取締役 門田 康一
- 5 工期 契約確定日の翌日から平成30年2月20日まで

(提案理由)

小金井市福祉会館解体工事を施工する必要があるため、本案を提出するものであります。

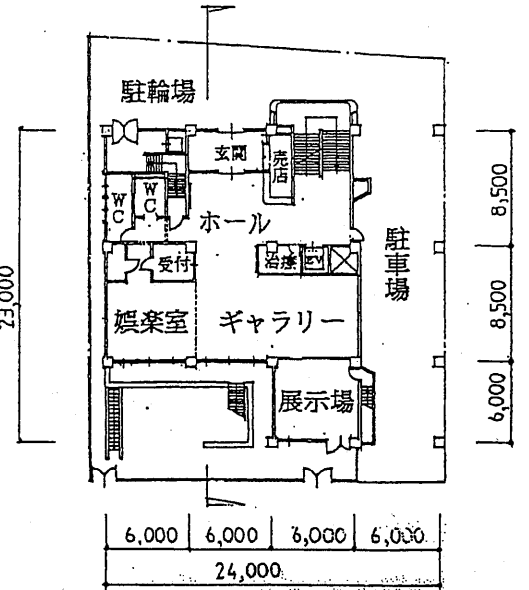
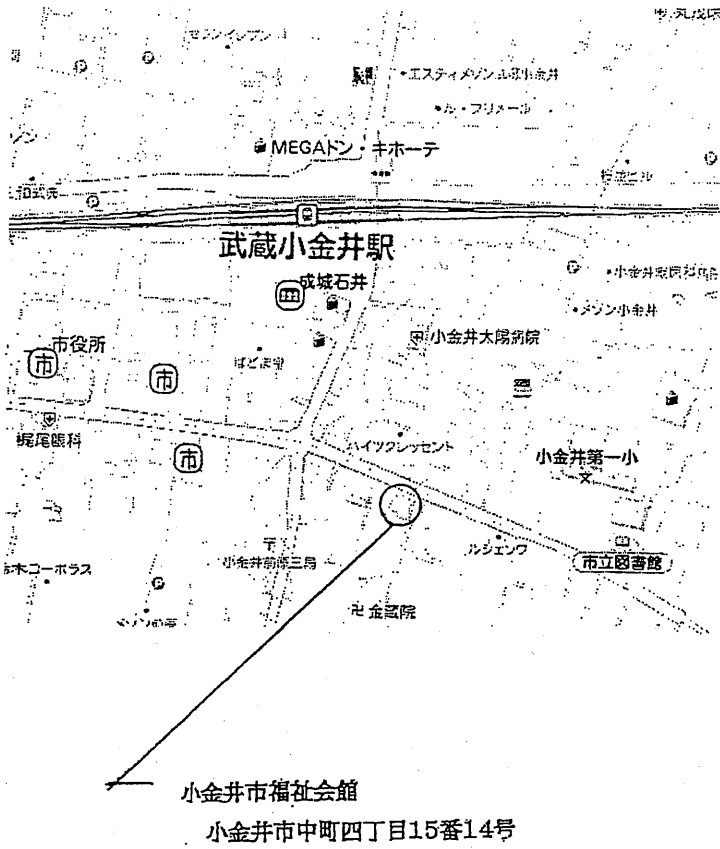


議案第 2 1 号資料 1

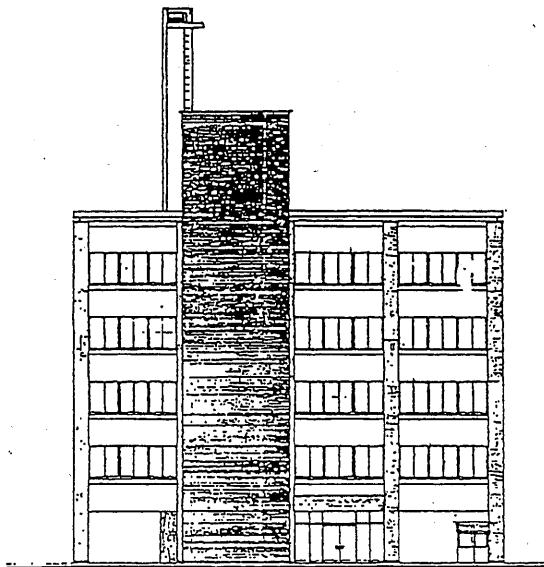
小金井市福祉会館解体工事

調 書

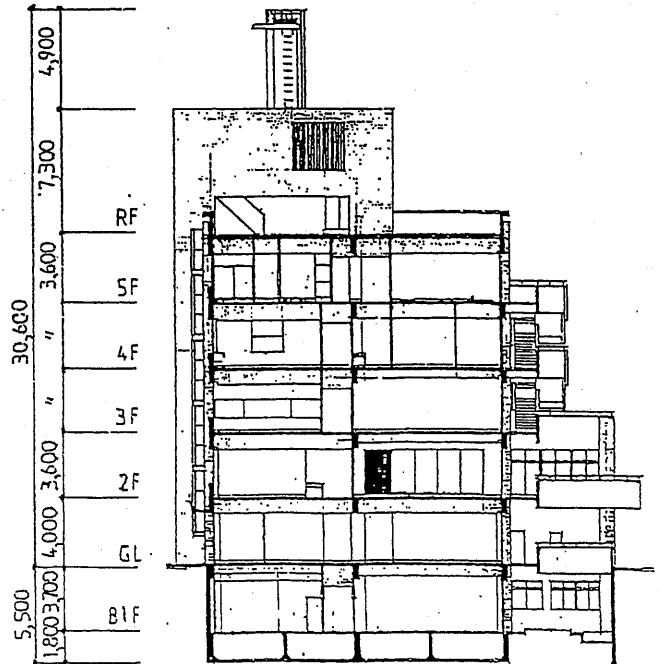
- 1 工事件名 小金井市福祉会館解体工事
- 2 工事場所 小金井市中町四丁目 1 5 番 1 4 号
- 3 工事概要
  - (1) 仮設工事
  - (2) 建物解体工事
  - (3) 杭撤去工事
  - (4) 外構・地下工作物等撤去工事
  - (5) 埋め戻し・整地工事
- 4 解体する建物の概要
  - (1) 構 造 鉄筋コンクリート造
  - (2) 階 数 地上 5 階、地下 1 階
  - (3) 建築面積 5 1 9 m<sup>2</sup>
  - (4) 延床面積 2 , 7 5 7 m<sup>2</sup>



配置図 兼 1階平面図 S=1:500



北側立面図



断面図

## 小金井市福祉会館解体工事

## 参加業者一覧表

単位：千円

No	業者名	所在地	平成23年4月1日以降の工事主要実績		資本金	
1	(有)栄組	国分寺市	警視庁単身者待機寮田無警察署旧誠和寮(27)撤去工事	警視庁	67,409	50,000
2	(株)高田工業	葛飾区	都立板橋高等学校(27)校舎棟・武道場解体工事	東京都	209,914	20,000
3	(株)関口興業	足立区	足立区立加平小学校旧校舎その他解体工事	足立区	258,113	50,000
4	春日解体工業(株)	足立区	北区役所別館解体工事	北区	39,560	30,000
5	(株)丸利根アペックス	三鷹市	東京都健康長寿医療センター(27)CD棟解体工事	東京都	332,996	21,000
6	(株)内村工業	新宿区	港区営住宅シティハイツ六本木等解体工事	港区	132,493	70,000
7	(株)明世建設	足立区	足立区立関原小学校旧校舎その他解体工事	足立区	111,579	20,000
8	新井工業(株)東京支店	中央区	岩槻警察署旧庁舎解体工事	埼玉県	58,558	24,000
9	(株)未来	多摩市	都立小金井特別支援学校(27)校舎等解体工事	東京都	102,810	20,000
10	(株)入江土木東京支店	町田市	平成24年度上溝高校本館その他除去工事	神奈川県	88,145	34,000
11	初谷建設(株)東京支店	北区	池袋第二小学校解体工事	豊島区	103,095	30,000
12	(株)明幸	中野区	警視庁赤羽合同庁舎ほか撤去工事	警視庁	71,026	40,000
13	関東建設興業(株)東京支店	台東区	東京都墨田都税事務所(26)解体工事	東京都	71,280	32,000
14	(株)栄伸建設工業	足立区	警視庁旧第四方面交通機動隊庁舎ほか撤去工事	警視庁	70,096	20,000
15	池田土木(株)	府中市	都営八王子中野町アパート(13、14号棟)除去工事	東京都住宅供給公社	195,167	22,000
16	田中建設工業(株)	港区	日本青年館等とりこわし工事	(独)日本スポーツ振興センター	953,640	48,000

小金井市福社会館解体工事

入札経過調書

入札予定価格事前公表 159,600,000円

No.	業者名	入札金額 (円)	結果
1	(有)栄組	辞退	
2	(株)高田工業	辞退	
3	(株)関口興業	辞退	
4	春日解体工業(株)	辞退	
5	(株)丸利根アペックス	127,000,000	決定
6	(株)内村工業	135,660,000	
7	(株)明世建設	135,660,000	
8	新井工業(株) 東京支店	辞退	
9	(株)未来	143,600,000	
10	(株)入江土木 東京支店	157,000,000	
11	初谷建設(株) 東京支店	辞退	
12	(株)明幸	143,640,000	
13	関東建設興業(株) 東京支店	辞退	
14	(株)栄伸建設工業	143,640,000	
15	池田土木(株)	135,660,000	
16	田中建設工業(株)	129,750,000	

※ 予定価格・入札金額は、消費税・地方消費税抜きの金額である。また、契約金額は、入札金額に100分の8に相当する金額を加算したものである。

議案第 21 号資料 4

契約の相手方の会社概要について

- 1 業者名  
株式会社丸利根アペックス
  
- 2 所在地  
東京都三鷹市深大寺二丁目 40 番 3 号
  
- 3 資本金  
21,000 千円
  
- 4 業種別年間総完成工事高  
2,469,997 千円 (解体工事)
  
- 5 主要実績
  - (1) 東京都健康長寿医療センター (27) CD 棟解体工事  
332,996 千円 (平成 27 年度～平成 28 年度) 東京都
  - (2) 暫定管理地建物等解体工事  
144,426 千円 (平成 24 年度) 三鷹市